

○ 太田市外三町広域清掃組合議会傍 聴人取締規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

議 会 規 則 第 2 号

改正 平成12年 9月 1日規則第1号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 0 条第 3 項の規定に基づき傍聴人の取締に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は 1 0 人以内とする。

(傍聴券等の交付)

第 4 条 議会を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 5 条 傍聴券は、会議当日受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴章)

第 7 条 傍聴章は、報道関係者及び太田市外三町広域清掃組合職員のうち広報担当者並びに傍聴整理員で議長が特に必要があると認める者に交付する。

(傍聴人の入場)

第 8 条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴章を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第 9 条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第 1 0 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第 1 1 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入場できない者)

第 1 2 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓及びその他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項各号に規定する物品を携帯しているかを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 1 3 条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう及びえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 1 4 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第 1 5 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 6 条 傍聴人が、この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。